

# 一般社団法人日本活断層学会『活断層研究』投稿規程

2017年4月22日理事会決定

2018年4月21日理事会一部改定

2020年4月18日理事会一部改定

## (投稿資格)

第1条 日本活断層学会会員・非会員ともに、学術誌『活断層研究』に投稿することができる。

## (投稿原稿の種類)

第2条 投稿原稿は原則として学術誌等(執筆要領参照)に未発表で、かつ著作権法に抵触しないものとする。

- 2 「論説」は、活断層およびその関連分野の、独創性・新規性のある独自の研究成果をまとめたものとする。
- 3 「総説」は、活断層およびその関連分野の研究成果を総覧し、総合的にまとめ、研究の現状や諸問題、将来の展望などを論じたものをいう。
- 4 「短報」は、会員に迅速に公表・紹介することが望ましい内容についての速報や、新事実などの簡単な報告をいう。
- 5 「資料」は、活断層およびその関連分野のデータや観察・観測の記録、各種の分析結果、統計などで資料的価値を有し、研究の便宜に供するものをいう。
- 6 「討論」は、「論説」等に対する学術的な質問・反論・疑義提示およびそれらに対する著者からの回答・再反論をいう。
- 7 「フォーラム」は、活断層およびその関連分野の発展に資する研究・教育についての紹介や解説、問題提起や提案をいう。
- 8 「口絵」は、活断層およびその関連分野の未公表のカラー写真や重要な図に、簡単な解説をつけたものをいう。
- 9 「書評」は、活断層およびその関連分野で新たに刊行された、内外の図書の内容についての紹介や批評をいう。
- 10 「ニュース」は、学会参加報告など、研究活動に関する情報をいう。
- 11 「活断層調査情報」は、活断層を対象とした調査（トレンチ調査・反射法地震探査など）に関する情報をいう。
- 12 「訂正」は、著者の判断に基づき、上記すべての掲載済み原稿における重要な誤りの訂正（必要な部分や図のみ）を受け付ける。

(原稿の書き方)

第3条 原稿は和文か英文で書き、その書き方は執筆要領に従う。投稿規程・執筆要領に違反する原稿は、体裁を整えるよう勧告し、査読を行う前に返却することがある。

2 執筆要領の改廃は編集委員会の議決による。

(原稿の審査と修正)

第4条 投稿原稿は編集委員会による審査を受け、受理されたものが掲載される。

- 2 著者は編集委員から投稿原稿の修正を求められる場合がある。修正原稿が3ヶ月以内に提出されない場合は、その原稿は取り下げられたものとみなされる。
- 3 投稿原稿の内容が倫理規程に違反する場合や、査読意見に基づき掲載不適当と判断される場合には、編集委員会は原稿を受理しない。

(最終原稿の提出)

第5条 原稿が受理された場合、著者は最終原稿を『活断層研究』編集委員会に提出する。

- 2 最終原稿の作成方法は執筆要領および編集委員会の指示に従う。
- 3 掲載に際して、体裁統一のため、編集委員会が原稿の一部を著者の承諾なしに修正することがある。

(校正)

第6条 初校の校正は、著者が自らの責任で行い、再校以後の校正は編集委員会に一任する。

(掲載順序)

第7条 原稿は、編集委員会が依頼したものを除き、投稿原稿の種類ごとに原則として受理された順に雑誌に掲載される。

(ページ超過および特殊な印刷費用の負担)

第8条 各種原稿の長さ（図表を含めた刷り上がりのページ数）は以下を標準とする：

- 論説：12ページ、総説：12ページ、短報：6ページ、資料：10ページ、フォーラム：4ページ、討論・口絵・書評・ニュース：2ページ。
- 2 前項で定めたページ数を超過した分については、編集委員会からの依頼原稿を除いて、1ページあたり15,000円を著者の負担とする。ただし、筆頭著者が奥付年度の4月1日で39歳未満の場合には、ページ超過代金を1ページ当たり10,000円とする。
  - 3 特殊な印刷の費用は、著者の負担とする。

(別刷)

第9条 別刷は著者の実費負担とする。

紙の別刷とは別に、希望者は電子ファイル(PDF)を学会に請求することができる。

(掲載号の無償配布)

第10条 非会員に原稿を依頼した場合のみ、筆頭著者に掲載号を1冊謹呈する。

(著作権)

第11条 『活断層研究』に掲載された原稿の著作権（著作財産権、copyright）は、原則として別途定める著作権規程に従い、一般社団法人日本活断層学会に帰属する。

第12条 この規程の改定及び廃止は、理事会の決議を得なければならない。

附則

この規程は 2020年4月18日から実施する。